

一 高度経済成長と農業施策の変化

第二節 高度経済成長と農林水産業

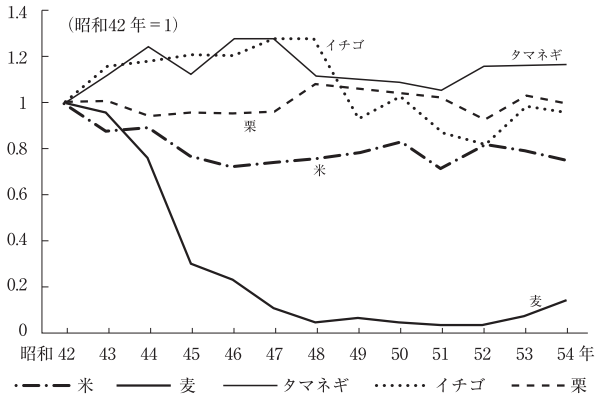


図25 主要作物の生産量の変化

〔兵庫県統計書〕より作成

農村環境や食生活の変化に対応した農業施策の展開

明治以降、日本農業は急速な発展を遂げてきた。兵庫県農業も例外ではなく、

特に、高度経済成長期である昭和四十年代は、自給的農業から商品的農業へ転換しつつある時期であったといえる。一方、経済が発展するにつれ、第一次産業の比重が小さくなり、より付加価値の高い第二次、第三次産業が産業の中心となることは、日本だけでなく他の国でもみられることである。兵庫県においても、農林水産業の全産業に占める比重が小さくなり、神戸等近代的な都市部が発展し、中部、北部の農山漁村部が縮小しはじめるようになった。また、経済の発展とともに、海外の影響を大きく受けるようになり、食生活の中で洋食を食べる機会が増加した。

兵庫県の農業は、主産物である米麦のほか、地域的な特色を持つ様々な野菜や果樹、特用作物等が栽培されてきた。図25は、昭和四



写真 44 県農業試験場の酒米品種改良試験地

十二（一九六七）～五十四年の主要な作物の生産量（重量）をグラフに示したものである。麦は、日本全体で麦生産が不採算になったことから、一九七〇年代に著しく低下しているが、米と粟は、ほぼ横ばいかやや低下しており、イチゴは、昭和四十八年まで増加した。タマネギは、やや変動があるものの、当該期間の中で、昭和四十二年の生産量を下回った年はなかった。昭和四十年代前半の兵庫県では、タマネギの生産が有名であり、淡路を主産地として県内における野菜類の生産額の四五%を占めていた。戦前は大量に海外に輸出されていたこともあったが、戦後はほとんど輸出されず、近畿圏内に出荷されている。また、宍粟・氷上・多紀郡にかけての地域や播磨の内陸部に多いマツタケ、城崎・養父・宍粟郡と豊岡市が主産地のシイタケ、丹有地方に広がる茶、摂津から丹波にかけての地域や播磨の山間部宍粟・佐用郡が主産地である栗などが郷土の産物として知られている。

ここで、当時の兵庫県における品種改良の状況を振り返ることにしよう。明治二十七（一八九四）年に兵庫県農業試験場が明石市に創立されて以来、先進国の技術を受け入れつつ、試験研究を繰り返して、品種改良がなされていった。この時期に品種の選抜や育成及び発明や発見がなされたものは、昭和四十七年に酒米の兵系酒一八号、五十二年にイチゴの明宝、五十三年に丹波ヤマノイモの秀丸などがある。

ところで、農業をはじめとする第一次産業は、他の産業とは大きく異なり、農産物は自然環境の影響を受けやすく、生活必需品であるため価格や所得が多

少変化しても大きく需要が変わりにくいという特徴がある。そのため、豊作になり供給が増えても収入が減るといふ現象（豊作貧乏）が起こりやすく、価格の変動が大きくなることから、農家の所得が不安定になる傾向にある。その中で、政府の介入がなく、市場経済に任せていると、農家の意欲が失われ、食糧の安定的な供給ができなくなるおそれがある。このため、価格や供給の安定を図る取組が行われてきた。

戦時中は、昭和十七年から政府が主食の米や麦を買い入れる食糧管理制度（以下、食管制度・食管）が実施され、これらの流通や価格が規制されていた。これにより、物価の安定や食糧の安定供給が目論まれていた。戦時中の食料価格や食料供給の安定化には一定の効果があったと思われる食管制度であるが、政府が食料価格をコントロールするもので、市場の原理に反することから批判もあり、非効率になるといふ問題も生じていた。特に、昭和四十二～四十三年、日本で米は大豊作となり、米の過剰が顕在化し、食管会計の赤字が拡大した。

こうした背景の下、昭和四十四年四月の稲作転換実施要領により、四十四年産から史上最大ともいえる米の生産調整が行われた。同年五月十六日には、自主流通米制度が創設され、政府を通じない米の流通が行われるようになった。

農業委員会等に関する法律に基づく諮問機関であった兵庫県農業会議では、昭和四十四年三月に総合農政・自主流通米制度に対する態度・対策を、また、同年十一月に米の生産調整に対する基本方針を決定し、次年度に建議することとした。兵庫県農業会議は、不満と反発を感じながらも、やむを得ない事情であるとして容認し、円滑に協力する態勢を取った。自主流通米制度に関しても、食管制度の考えと矛盾するものという

意見を表明しながらも、自由化への試験的实施と捉え、農業者等への啓蒙活動を実施することとした。米の生産調整に関しても、それを認めながらも、総合農政の展開、食糧制度の堅持、転換補償などを前提とした。

昭和四十五年産米の生産調整は全国的目標を上回ったが、米の過剰傾向が続いたため、政府は、四十五年十二月、①生産調整の期間を五年とする、②予約限度数量を定め、政府買入れはその範囲内とする、③限度を超えた米は農業団体が保管売却するという方針を打ち出した。これに基づき、昭和四十六年産米から買入れ制限が実施された。兵庫県農業会議では、昭和四十六年度より稲作転換促進対策事業を実施し、「稲作転換条件の整備に関する提言」等を取りまとめ、国・県へ施策の充実を要望し続けた。

米や麦の主食だけでなく、食料の中で主要なウエイトを占める野菜の価格を安定化させることも重要な課題であった。主要な野菜の価格が著しく低下した場合に生産者補給金を交付する野菜価格安定対策事業は、野菜農家の健全な発展と消費生活の安定を図ることを目的として、昭和四十一年度から国において制度化された。その後、昭和四十五年産から兵庫県は国の制度を補完するため、独自の補給金の交付を行い、その充実を図った。特に昭和四十九〜五十一年度の間には、四十八年末の石油危機による物価高騰に対応するため、県内市場への出荷を促進する県内契約出荷事業を実験的に実施し、県民に対する安定供給と価格の高騰抑制に寄与した。

昭和五十年産からは、都市への野菜の安定的供給を確保するため、指定する野菜の数量確保が必要な場合に、登録出荷団体等に交付金を交付し、出荷を促す野菜供給確保事業を実施した。また、昭和五十三年度から国制度の対象外の野菜で地域農業の振興上重要なものについて、特定野菜等価格安定対策事業や水田利用

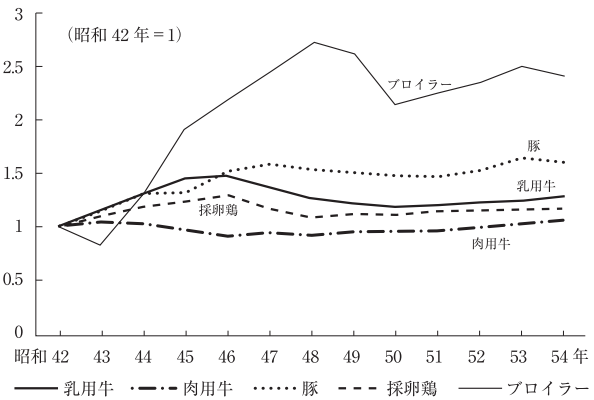


図26 家畜家禽飼養数の変化

〔兵庫県統計書〕より作成

ニューカッスル病とは、ウイルスにより鶏をはじめ多くの鳥類が感染する病気であり、死亡や産卵異常を発生する。兵庫県では昭和四十二年に発生し、その対策や補償、予防などが県議会においても議論の対象となった。昭和四十三年度にニューカッスル病の被害を最小限にとどめるべく、ニューカッスル対策事業が発表され、予防接種等の自衛防疫事業、鶏病対策協議会への鶏病対策推進事業の委託、鶏の育雛効率に関する調査委託事業などが行われた。

再編対策を実施するとともに、転作野菜価格安定事業を実施した。さらに五十二年度からは、価格安定制度に加えて、農家の野菜生産意欲を維持促進し、生産を安定的にするために野菜の災害補償金交付事業を実施した。

畜産物については、所得が増加すると需要が大きく増加する傾向にあるため、経済発展とともに大きく需要が増加し、それに伴い増産する必要が生じた。昭和四十四年度には、肉用牛などの家畜導入事業を拡大、家禽^{かきん}では新たに清浄ひなの育成を促進した。また、後述のとおり、畜産に関する基盤設備が積極的に行われたが、飼料の高騰により、昭和四十年代後半頃から飼育頭数は減少する傾向が見られた。

また、この時代には、ニューカッスル病の発生が問題となった。

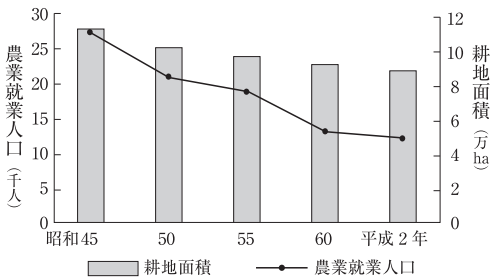


図27 農業就業人口及び耕地面積の推移
 (『農業センサス』『作物統計調査』より作成)

農地保有の合理化

農地保有に関して、この頃規模の拡大が課題となった。そこでまず、制度の変化について振り返ることにする。第二次世界大戦後、戦前の寄生地主的土地所有を解体し、自作農を創設するため、昭和二十一年に、自作農創設特別措置法の制定により農地改革が行われた。耕作している小作人に農地を売り渡し、労働の成果を公正に享受できる自作農を創設した。この結果、兵庫県では三万八〇〇〇町の小作地が買収されて自作地となり、一六万八〇〇〇人の自作農が創設された。昭和二十年において自作地五八％、小作地四二％であったのが、二十七年には自作地九一％、小作地九％と大きく変わった。農地改革は地主―小作関係にメスを入れ、農村の民主化、雇用、食糧供給等に多大の貢献があったが、その後の農業構造が、経営規模が零細で農地が分散する要因ともなった。

昭和二十七年、農地改革の成果を維持し、耕作者の農地の取得促進と利用関係を調整するため、農地法が制定された。地主制復活を阻止するために、農地の賃貸借、所有権移転などの権利移動については農業委員会の許可を、農地を農地以外の目的に利用する転用については知事の許可を要することとし、農地の権利取得や農地以外の利用に関して厳格な規制を設けた。

しかし、経済が高度化するにつれて離農者が増加し、また、耕地面積も減少していく中で、農地のあり方を見直していく必要が生じ、やる気のある農家への土地の集約が重要な課題となった。そこで、昭和三十六年に農業基本法が制定され、農業を離れ他の産業に移行した者の農地を専業農家へ集積し、

所有権を移転することにより、自作農の規模拡大が目指された。あわせて、翌三十七年に農地法が改正され、農地の権利取得の最高面積制限を緩和するとともに、農業生産法人制度や農地信託制度が設けられた。

しかし、稲作栽培技術の向上による労働時間の短縮などによって兼業が進展し、所有権移転による規模拡大は思うように進まなかった。これまでの農地制度は耕作権保護が重視され、「農地は貸したら戻らない」という状況であったため、昭和四十五年の農地法改正では、耕作者の保護の緩和、県公社による農地の仲介など借地を含む農地の流動化を促進した。

一方、昭和四十四年に「農業振興地域の整備に関する法律」（以下、農振法）が制定された。これは、優良農地を中心に農業地域を保全・形成し、計画的な農業投資を行うための長期的な土地利用計画制度であった。この制度では、集团的農用地や公共投資の対象となった農地等の優良農地を農用地区域として設定し、原則として転用を禁止した。

さらに、昭和五十年には農振法が一部改正され、農用地利用増進事業が創設された。この事業は貸し手が農地を安心して貸せるよう、市町村が主体となり農地法上の許可を要せずに農地の集团的な権利移動を実現するもので、貸借による農業経営規模の拡大を通じた中核的農家の育成を推進した。ここでは、農業委員会と農地行政との間で農地管理が二元化し、また、農業委員会系統組織の位置づけも明らかでなかった。そのため、農業委員会系統組織は、改正法審議中の段階から慎重な審議を要請していた。この結果を受け、知事が農用地利用増進規程の認可等を行う場合は農業会議の意見を、市町村が農用地利用計画を定める場合は農業委員会の決定が必要とされるようになり、農地行政の二元化が修正された。



写真45 稲美町天満地区における県営圃場整備事業（左側）

二 農林水産業に関する基盤整備

農業に関する基盤整備

昭和四十年代前半、兵庫県の農林水産業は、高度経済成長や機械化の促進により、経営形態が大きく変貌していた。このため、県は、昭和四十二年度に六二地域で林業、漁業、山林振興事業を含む構造改善事業に取り組んだ。特に、生産性を向上させるために、圃場条件ほじょうの整備、基幹かん

がい排水施設の整備、農用地の開発等の関係事業を六〇地区で実施することにした。さらに、昭和四十五年には、国営東播用水農業水利事業が開始され、年間降水量の少ない瀬戸内海地域の気候の下で安定的に水を供給すべく、大規模なダム建設などが推進された。また、農業施設の災害防止を図るために、老朽化したため池の改修や地すべり防止事業を行った。

昭和四十九年には、農業経営の機械化と生産性の向上を図るために、大規模県営圃場整備を二二地区で実施するとともに、市町土地改良区が行う四七地区の団体営圃場整備に助成した。昭和五十年に農業に欠かせないかんがい排水事業を篠山川沿岸地区等一三カ所で行い、老朽ため池の改修を三原町（現南あわじ市）の正木池など県営五地区と団体営五〇地区で行うと発表している。また、農業団地の育成が図られ、農業施設の近代化や経営規模の拡大を進め高効率なモデル的生産団地とする農村施設等総合整備事業を、比較的生産基盤が整っている和田山町（現朝来市あさき）で実施した。但馬では広域営農団地の造成を進め、生産出荷体制の組織化と電算

機の利用システムの開発を促進した。また、安富町（現姫路市）、日高町（現豊岡市）等の四町で農村総合整備モデル事業を、東浦町（現淡路市）において農村基盤総合整備パイロット事業を推進した。

畜産においては、昭和四十年代後半に促進された畜産の団地化が顕著である。これは、畜産農家を適地に集団移転させることにより、畜産環境問題の改善を図るとともに、経営の合理化と規模拡大を促進することを目的とするものであった。特に、昭和四十六年には、丹波地方で肉用牛主畜生産基地の整備が開始され、山林原野を開発し草地飼料畑の造成が行われた。これは、多頭飼育による効率的な畜産を図り、畜産経営技術の改善促進なども目指したものであった。畜産団地造成用地の取得を容易にするため、県が土地を確保・造成して分譲する高原分譲牧場を実現するための調査にも着手した。また、西播磨地域で大規模な畜産団地をつくるための調査も開始された。

水産業に関する基盤整備 水産業においても人工漁場や養殖漁場等の整備が図られた。その契機となったのが「とる漁業から育てる漁業への転換」である。その背景として、瀬戸内海を中心とする沿岸地域にお

ける埋立てによる藻場・干潟の減少や、工業排水・生活排水による赤潮の発生、有害な化学物質等による水質汚染の深刻化などがあった。これらは、沿岸漁業に打撃を与えることになった。昭和五十年には二〇〇海里水域制限が課されるようになり、沿岸から二〇〇海里（約三七〇キロメートル）までの海でしか漁業を行うことができなくなった。それに伴い、遠洋漁業も困難な状況になっていった。このように、従来の漁業を取り巻く環境が悪化したため、水産資源を積極的に増大すべく、栽培漁業の振興が叫ばれるようになった。

水産業の詳しい状況は後述するが、代表的なものとして、昭和五十三年に大型、並型合わせて一七カ所の

三 卸売市場の充実

高度経済成長期は、兵庫県だけでなく、日本全体で人口が急速に増加したが、それに対応し十分な食料を提供する必要が生じた。また、人々の所得が向上するにつれ、食肉等、畜産物の需要も増加した。このような需要の増加への対応の一環として、卸売市場の充実が図られた。

県では、卸売市場について需給の動向や流通の現状を見直し、昭和四十三年に卸売市場整備計画を策定した。第一次兵庫県卸売市場整備計画は、昭和五十二年を目標年次とし、青果物・水産物など品目別の流通圏を設定した上で、①県内生鮮食料品流通の基幹市場である中央卸売市場を中核とし、②その流通圏内にあつ

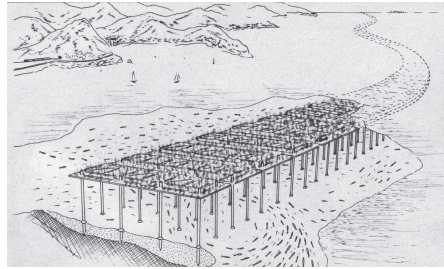


図 28 但馬沖人工大陸棚構想
（『ニューひょうご』より引用）

魚礁が設置され、南淡路沖での大規模増殖場開発調査、日本海での人工礁漁場造成調査を進めた。また、新たに但馬沖でのズワイガニ育成漁場の造成を始め、冬の味覚を呼び戻すために廃船を沈めて「カニの楽園」の建設が進められた。

昭和五十四年には、明石市の二見人工島ふたみに三カ年計画で栽培漁業センターの建設を始めた。従来から県水産試験場で進めてきたクルマエビ、ガザミに加え、同センターでマダイ、カレイなどの種苗生産を大量に行うことを目指した。また、沖合漁業が困難になっている中、沿岸漁業の振興を目指し、香住町（現香美町）沖に四カ年計画で大規模な魚礁の造成を進めるとともに、鋼材を使った大規模な大陸棚（人工藻場）を整備する構想の調査が但馬沖で進められた。



写真 46 明石市公設地方卸売市場

て補完的機能を持つ補完市場、③地域的集散機能を持ち、地方の中心的市場となる拠点市場及び配給市場の区分により卸売市場を配置することとした。具体的には、神戸市中央卸売市場東部市場、姫路市食肉センター、明石総合卸売市場などの卸売市場を整備することとした。

昭和四十七年には、第二次兵庫県卸売市場整備計画が策定され、四十九年に花きに係る内容を追加した。また、昭和四十九年から流通機構の整備の重要性に鑑み、次の対策をとることとした。①明石（公設）、篠山・養父（民営）に加え、三田総合・赤穂・南淡路の三つの民営卸売市場の整備に対し、新たに助成する。②容器の規格を統一することで、野菜の積上げが可能となり、搬出入の合理化や衛生的な環境での管理が可能となるため、加古川、氷上の地方卸売市場でテストを行う。③農業協同組合の生鮮食品販売施設や淡路みかんの集選果貯蔵センターの設置に補助する。④小売商業の近代化に必要な店舗の共同化資金・共同施設資金の貸付けや組織づくりを進める。⑤西宮市山口町に阪神流通センターを昭和五十一年の供用開始を目指して整備する。

また、昭和四十九年には、県農林水産部に食品流通課を設置し、農畜水産物の生産から流通、消費に至る総合的、体系的な推進体制を整備した。

四 高度経済成長下における林業と水産業

林業の基盤整備と 戦中・戦後の森林の大量伐採と相次いだ台風災害等によって森林は大きく荒廃している。労働力不足への対応 た。当時、喫緊の課題であった造林未済地の解消は、昭和三十年代前半に実現したが、

我が国経済の著しい成長に伴う木材需要の急激な増大に対処するため、天然林を伐採し、跡地にスギやヒノキを植林する人工林化への要請が高まっていた。

昭和四十年代、五十年代の兵庫県の林野面積は概ね五八万ヘクタール前後で推移し、県土面積の七割を占めていたが、四十一年に策定された「県勢振興計画」では、林業に関して、林野面積は広い一方、生産性が低いことを問題視している。生産性の低さの要因として、労働者が高齢化していることや人工林・林道などの生産基盤が不十分であること、森林所有者の経営規模が零細であることが指摘され、林業振興のためには、拡大造林の推進や林道網の整備及び林業経営の改善を進めていくことが重要であると提言されている。また、昭和三十三年に分収造林特別措置法が制定されており、国全体で、林業の発展と森林の有する諸機能の維持増進のために分収方式による造林及び育林を促進させようとする動きが見られた。この分収造林特別措置法に基づき、森林所有者以外の資金や技術を導入して造林を行う分収造林の推進母体として、昭和三十七年に兵庫県造林公社（現ひょうご農林機構）が設立された。昭和三十三年には優良な造林用苗木を供給するため、一年生苗木を養成する県営樹苗養成事業が始まるとともに、木材の円滑な供給を図るため木材業者登録条例が施行された。

昭和四十二年には、広域基幹林道の開設に着手するとともに、四十七年からは、過疎地域において都道府

県代行整備事業により林道整備を実施するなどの生産基盤の整備も進められた。

また、昭和三十七年の森林法改正において、森林資源の保続と森林生産力の増大を図るため、普通林の伐採が許可制から事前届出制に緩和されるとともに、農林水産大臣が全国森林計画を、都道府県知事が地域森林計画を策定することとされた。兵庫県においても、昭和三十八年に八つの森林計画区において、伐採や造林に関する計画事項などを定めた地域森林計画を策定した。

さらに、森林について所有権の近代化と明確化を更に推進することを目的とした入会林野近代化法が昭和四十一年に制定されたのを契機に、県内では、入会山における生産森林組合の設立が加速度的に進められた。

これらの取組を軸に、生産性の低い広葉樹林や原野から、スギ、ヒノキ、マツ等の生産性の高い人工林への切替えを更に促進するため、県の補助や融資による造林事業が進められた。とりわけ、大規模な分収造林事業を展開した兵庫県造林公社や森林開発公団（現森林研究・整備機構森林整備センター）は、造林の推進に大きな役割を果たすこととなった。

昭和四十年代になると、高度経済成長の下で四十八年をピークに木材需要は拡大を続けたが、その需要は輸入自由化で急増した安価な外材丸太によって奪われ、国産材の供給量は逆に減少していった。

高度経済成長期に入り、全国的にも工業と農林漁業の所得格差が問題になった。林業においては、旺盛な木材需要に対応し、国産材を安定的に供給できるよう、林業総生産を増大することなどを目標として、昭和三十九年に林業基本法が制定された。同年から開始された第一次林業構造改善事業により、林業の基盤整備が全国で展開され、兵庫県では、昭和四十九年度までに林道の開設などの生産基盤整備や、集材機や索道な

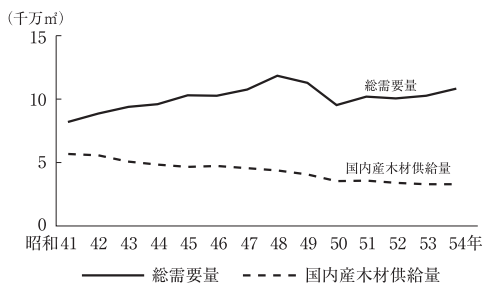


図 29 木材需給量の変化
 (『林業統計要覧』より作成)

どの素材生産施設、木炭生産施設、樹苗生産施設等の資本整備などが三三市町で行われた。さらに、昭和四十八年度から五十九年度までに、第二次林業構造改善事業として、林業経営の協業化の推進や高度な集約経営の導入、林産物の集出荷施設の整備等に重点が置かれ、林道や作業道、貯木場の整備など、二三町で事業が実施された。

高度成長の一方で、農山村の過疎化が進行し、若年層の都市部への流出による林業従事者の減少が深刻化しつつあった。そのため、森林組合の合併による経営基盤の強化を推進するとともに、労働条件改善のため、県独自の制度として、昭和四十四年に林業労務共済事業を実施することになった。これは、兵庫県森林組合

連合会が、林業従事者に対して、就労日数に応じた一時金(就労奨励金)を支給する経費の一部を、県が補助する事業であり、林業従事者の励みとなることが期待された。

また、林業従事者の季節性による雇用の不安定さや、社会保障制度への加入の困難さ等の労働環境の改善を図ることも大きな課題であった。そのため、林業労働者の雇用の安定を図るとともに、技術的に優れた林業従事者の養成を強力に進め、減少傾向にある林業労働力の確保を目的として、昭和四十九年に、退職一時金給付事業や福祉関連事業を行う兵庫県営林緑化労働基金(現兵庫県営林緑化労働基金)が設立され、県は当該財団に出捐を行った。

一方で、昭和二十年代から造林した人工林が成長し、下刈りや除間伐など

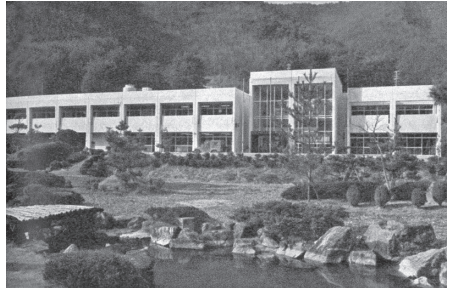


写真 47 新設移転した県立林業試験場

の保育作業を必要とする人工林が増加したことから、国では公共事業（造林事業）の補助対象として、昭和四十八年に下刈りと雪起こしが、四十九年に除間伐が追加された。県においても昭和五十二年に「兵庫県間伐推進要領」を制定し、「間伐技術指針」や新たに設けた「間伐技能士認定制度」の下、森林の公益的機能を高めていくための除間伐を着実に推進する体制を整えた。間伐の推進は、その後、林業の振興と森林の適正管理を図る上での重要な課題の一つとして、現在に至っている。

林業の生産振興や森林の適正管理を推進する上で、林業技術の試験研究機関も大きな役割を果たしてきた。昭和九年、山崎町（現宍粟市）に林業技術の研究・開発を担う拠点機関として、兵庫県林業試験場（現県立農林水産技術総合センター・森林林業技術センター）を開設した。昭和十二年に設置した但馬出張所を四十三年に緑化センターと改称、翌四十四年に山東町（現朝来市）に新設移転し、林木育種及び優良種苗事業を推進した。昭和四十八年に林業試験場を山崎町内に新設移転し、林業技術の研究・開発機能の強化を図った。

とる漁業から
育てる漁業へ

「県勢振興計画」では、兵庫県の漁業は、全国関係三八府県中ほぼ中位であり、専業漁家が多く、魚類養殖が盛んで全国一位であることが特徴的であるとされている。また、瀬戸内漁業は、埋立て・汚水等の公害により生産力が低下していること、漁場が開拓し尽くされているため、人工的に漁場を造ることが第一の課題であるとしている。加えて、漁船規模の拡大、漁業者の高齢化に対応し、経

營の近代化や労働力を引き付ける魅力を持たせることが重要な課題であると指摘された。

これを受け、昭和四十二年には、水産資源の維持増大及び漁業の近代化促進のため、築いそ、並型魚礁などを二四カ所に設置するとともに、アユ放流などにより内水面の漁業資源の増強も図られた。昭和四十三年には、とる漁業から育てる漁業への転換を重視し、養殖漁場を増加させることとした。昭和四十四年には瀬戸内海での水産資源の栽培育成を図るため、新たに水産試験場にクルマエビとアカガイの種苗センターを設置した。瀬戸内海栽培漁業協会から配布を受けた種苗を中間育成する施設も拡充されることとなった。また、栽培パイロット漁場の造成、特に、播磨灘に海中に集餌灯のある培養魚礁を整備することや、ノリ養殖のための漁場も広げていくこととした。さらに、臨海工業地帯の造成の影響の大きい地域を重点的に、生産性の向上を図るための陸上施設を三カ年計画で整備することとした。特に、沖合養殖保全、製氷冷蔵、水揚げ荷さばきの施設に重点が置かれた。その中で、日本海側の水産流通の円滑な推進を目指して、香住町に建設される産地冷蔵庫に助成を行うとした。そのほかに、大型魚礁の整備、漁場改良造成事業など一連の漁業構造改革事業を継続し、漁業生産の拡大や漁港の整備に努め、一市町一漁協を目標に漁業協同組合の合併を進めることとした。

昭和四十八年には、瀬戸内海の中高級魚増加のための稚魚育成漁場の拡充、漁業構造改善事業による大型魚礁の整備や、県立種苗センターなどで生産されたクルマエビ、ガザミなどを適地に放流して漁業資源の増大を図ることとした。漁港の整備も継続するとともに、内水面において、主要河川にアユ、コイ、ヤマメなどを放流し、淡水漁業の育成、レクリエーションの場の提供を目指すとした。さらに、瀬戸内海の赤潮やP

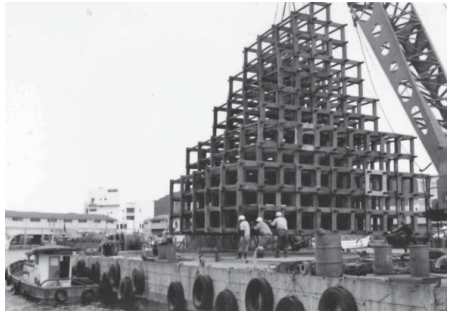


写真 48 大型魚礁の整備



写真 49 香住漁港

の市)に種苗施設を、赤穂市にその両方を設けることとした。また、昭和五十・五十二年には、香住町の水産物流通加工センターの建設に助成し、明石地域でも建設のための調査を実施することとした。あわせて漁獲物の荷役、陸揚能力の円滑化のため、県管理漁港のうち、香住漁港、浜坂漁港など一二港を整備するとした。また、市町管理漁港のうち神戸市垂水漁港等一五港で市町営の整備促進を図るとした。水産公害対策として、赤潮被害防止施設への助成、赤潮予察、PCB対策を進め、水産公害対策基金に二億円を出捐することになった。

CB(ポリ塩化ビフェニル)汚染対策として、漁業者がこれらの被害を受けた場合に損害の補償や融資に対する利子補給を行う制度を発足させるとした。また、ハマチを音波に慣らして飼う音波養殖を新たに試みるとした。

昭和四十九年には、三カ年計画で北淡町(現淡路市)野島地先に五〇ヘクタールの稚魚育成漁場を整備することとし、のり養殖では神戸市に育苗漁場を、明石市、御津町(現たつ